

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件






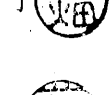

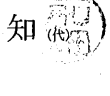
原告 原田 学 ほか105名
















被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

準備書面 (15)

平成25年3月14日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人	大	口	紋	
	和	田	将	
	杉	本	正	
	佐	藤	昌	
	前	畑	聡	
	高	藤	喜	
	宮	沢	正	
	近	藤	光	

村	田	智	紀	
清	水	大	貴	
菊	池	雅	彦	
奥	田	謁	夫	
赤	星	健	太 郎	
望	月	雅	彦	
栗	田	隆	宏	
高	峯	聡	一 郎	
宜	保	佳	子	
今	井	弘	幸	
小	林	雄	一	
中	山		浩	
高	木		曉	
尾	上	佑	介	
井	手	統	一	

高 橋



被告国は、本準備書面において、原告らの平成24年12月20日付け準備書面45（以下「原告ら準備書面45」という。）における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略称等については、本準備書面において新たに用いるもののほかは従前の例による。

第1 本件黒ファイルにつづられていた「都市計画事業認可申請書」が、本件事業認可申請書（乙第23号証の原本）とは異なる文書であるとの原告の主張は理由がないこと

- 1 原告らは、本件黒ファイル（乙第36号証）につづられていた「都市計画事業認可申請書」が、申請日の字体、上部の割り印の印影及びファイルにつづるために開けられた穴の位置等といった点で本件事業認可申請書（乙第23号証）のそれと異なる上、本件事業認可申請書にはない鉛筆の跡がみられることから、本件事業認可申請書の原本とは異なる文書であるなどと主張する（原告ら準備書面45第1の2・3ないし5ページ）。
- 2 しかしながら、既に被告国の準備書面(13)第3（9ないし16ページ）で述べたとおり、本件鉄道事業の認可申請に当たり、相被告東京都が関東地方整備局長に提出した事業認可申請書は、本件黒ファイル（乙第36号証）の15枚目（乙第36号証の1・16枚目はその写し）につづられている平成16年2月2日付け「都市計画事業認可申請書」（ただし、申請当時は同申請書右下の受付・受領印（以下「本件受付印」という。）は押印されていなかった。）であり、これが、本件訴訟において、被告国が本件事業認可申請書（写し）として提出した乙第23号証の原本である。
- 3 (1) 確かに、乙第36号証の15枚目につづられている「都市計画事業認可申請書」（以下、便宜のため「乙36申請書」という。）と乙第23号証の「都

市計画事業認可申請書」(以下、同じく「乙23申請書」という。)とを対照すると、本件受付印の有無の点が異なるものであるが、被告準備書面(13)第3の1(2)イ(12ページ)及び被告国の平成24年12月20日付け準備書面(14)(以下「被告国準備書面(14)」という。)1(2)(5ページ)で述べたとおり、本件受付印は、平成19年2月頃、当時の関東地整建政部の職員が、既に国交本省に提出されていた本件事業認可申請書に受付・受領印が押されていないことに気付き、前任者である当時の担当者が押印を失念したものと考え、地方整備局文書管理規則(乙第45号証)2条13号、8条1項3号、11条1項に基づいて、受付日や起案番号(「国関整計管認東第21号」)等を確認の上押印したものであり、乙36申請書に本件受付印があったからといって、これが本件事業認可申請書(乙23申請書の原本)ではないなどといったことにはならない。

(2) また、以下のとおり、原告らが、原告ら準備書面45第1の2(3ないし5ページ)で挙げる事情もまた、いずれも乙36申請書が本件事業認可申請書(乙第23号証の原本)とは異なる文書であることを基礎付ける根拠とはならないものである。

すなわち、乙36申請書の鉛筆の跡は、平成19年2月頃、当時の関東地整建政部の職員が、本件事業認可申請書に本件受付印を押印する前に、事業者や事業地等の確認を行った際に施したチェックの跡にすぎないものであるし(乙第47号証)、また、申請日の字体の違い、割り印の印影及びファイルにつづるための穴の位置の違いは、原本を複写する際に生じたゆがみや複写する際のインクの濃淡によることが考えられる。この点をふえんすると、乙23申請書及び乙36申請書として原告らの手元に実際に存在するのは、いずれも各原本を複写機でもって複製した写しであるが、そもそも複写機は、原稿台の上に置いた原稿の画像情報を読み取り、その情報にトナーをつけてトナーの像とし、トナー像を紙に移す仕組みのものであり(乙第48号証)、

一般に複写機を用いて複製を作成する場合、複製物に余白部分が生じたり、複製物の文字等にゆがみが生じる場合がある。例えば、原稿台の上に原稿を置く際に、置く位置によっては余白が生じたり、原稿を自動的に送る装置を使って原稿の画像情報を読み取らせる場合には、その装置への置き具合や自動的に原稿を送るためのローラーの摩耗度合いなどによって余白が生じたりゆがみが生ずる場合がある。また、印字の濃度についても、複数枚の写しを作成する方法が、原本から1枚1枚作成する方法と、原本から1枚の写しを作成し、その写しを原稿としてさらに複数枚の写しを作成する方法とでは、印字の濃度が異なり得る。本件訴訟において、本件事業認可申請書を複写して乙23申請書（本件事業認可申請書の写し）を書証として作成する際、現実に誰がどの複写機を用いてどのように複写したのかについては、現時点となっては不明であるものの、上記のような複写機の一般的構造からして、複製物に余白部分が生じたり、複製物の文字等にゆがみが生じる場合が当然にあるのである。

したがって、原告らが指摘するような事情があるからといって、乙36申請書が本件事業認可申請書（乙23申請書の原本）とは異なる文書であるなどといったことにはならないのである。

- 3 かえって、乙36申請書及び乙23申請書の各上部にある割印の各印影には、いずれも右下の部分が右上に向かって跳ね上がり、尻尾のように飛び出ている部分がある。これは、押印の際の手ぶれによりできたものと考えられるところ、このような手ぶれを意図的に、しかも同一の態様により生じさせることはおよそ困難といわざるを得ないのであり、このような手ぶれの痕跡が両文書に同じように存在することは、乙36申請書が本件事業認可申請書（乙23申請書）の原本であることを裏付けている。
- 4 以上によれば、乙36申請書が本件事業認可申請書（乙23申請書の原本）とは異なる文書であるなどという原告の上記主張は理由がない。

第2 本件黒ファイル及び本件水色ファイルが後から作出されたものであるとの原告の主張は理由がないこと

- 1 原告らは、乙36申請書が本件事業認可申請書の原本ではないことを前提に、被告国が、被告国準備書面(13)で主張した本件水色ファイルが国交本省へ貸し出され後に同省で発見されるに至る経緯等に関する国の説明には信用性がなく、被告国は、平成19年提出図面(乙第26号証及び第27号証の各1, 2)と本件事業認可申請書の記載内容との間の齟齬及び同図面が法定の要件を満たさないことを覆い隠すために、本件黒ファイル及び本件水色ファイルを後から作出したものであるなどと主張する(原告準備書面45第2・5ないし9ページ)。
- 2 しかしながら、前記第1の2で述べたとおり、乙36申請書は本件事業申請書(乙23申請書)の原本であるから、原告らの上記主張は、その前提を欠くものである。

本件水色ファイルに本件事業認可申請書の写しに換えて乙36申請書の写しがつづられている理由は、上記第1の2(1)で述べた事業認可申請書に本件受付印を押印した平成19年2月当時の関東地整建政部の職員が、乙36申請書の写しを国交本省に送付した上、もともと提出されていた本件事業認可申請書との差替え(つづり込み)を依頼したことによるものであると合理的に推認できるのであって、このことは、取りも直さず、本件事業認可申請書の写し(乙23申請書)が、国交本省に貸し出された本件設計概要図及び本件事業地表示図とともに提出されたとの被告の主張(被告国準備書面(13)第2の2・6及び7ページ)を裏付けるものである。

また、原告らは、平成19年当時の関東地整建政部の職員は、本件水色ファイルの存在を認識していたはずであるから、平成24年3月22日の第24回口頭弁論期日後に本件水色ファイルが国交本省において保管されていることが

判明したなどということはありません。本件水色ファイルの発見の経緯に関する被告国の説明は全く信用性がないなどと主張するけれども、本件水色ファイルが国交本省において保管されていることを把握したのは、平成24年度における被告国指定代理人及び関東地整の本件訴訟の担当者であり、これらの者は、平成19年当時の関東地整建政部の職員とは全くの別人であるから（乙第46及び第47号証参照）、もともと本件水色ファイルの存在を認識していたなどということはありません。被告国準備書面(13)第2の4(3)(4)・8及び9ページで述べた国交本省において保管されていた本件水色ファイルが発見されるに至る経緯等は何ら不自然なものではない。

したがって、原告らの主張もまた理由がない。

- 3 なお、原告らは、本件事業認可申請書と平成19年提出図面との間の齟齬等を覆い隠すために本件受付印のある事業認可申請書（乙36申請書）を作出した旨主張する（原告準備書面45第2の3(3)(4)・7及び8ページ）が、乙36申請書の記載内容は、本件事業認可申請書（乙23申請書）の記載内容と全く同一であり、同様に平成19年提出図面との間には齟齬があるのであるから、乙36申請書の原本を後から作出することによっても、本件事業認可申請書（乙23申請書）の原本と平成19年提出図面との間の齟齬等を糊塗することには到底なり得ない。その他、被告国において、本件黒ファイル及び本件水色ファイルを後から作出するような動機となるような事情は何ら見当たらないのであるから、本件黒ファイル及び本件水色ファイルが、本件訴訟のために後から作出されたものであるとの原告の上記主張は理由がない。

以上